

副本

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

原告 134名

被告 国

参加人 関西電力株式会社

証拠説明書

(丙23～31号証)

令和2年1月23日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

参加人訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



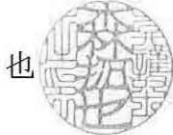
弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介








弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士	畑	井	雅	史		
弁護士	坂	井	俊	介		
弁護士	谷		健	太	郎	
弁護士	中	室		祐	代	
弁護士	持	田	陽	一		

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 23	原子力発電所の火山 影響評価ガイド	写し	H25. 6. 19	原子力規制委 員会	原子力発電所の火山影響評価 ガイド（以下、「火山ガイド」 という）において、火山影響 評価として、「立地評価」及び 「影響評価」の2段階で行う こととされていること等
丙 24	大飯発電所3, 4号 炉 火山影響評価に ついてー追加説明ー	写し	H29. 1. 27	参加人	大飯発電所3号機および4号 機（以下、「本件発電所」とい う）における火山影響評価の 内容
丙 25	原子力規制委員会規 則第十六号（実用発 電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 の一部を改正する規 則）	写し	H29. 12. 14	原子力規制委 員会	「実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則」（以下、 「実用炉規則」という）では、 火山事象による影響が発生し た場合、又は発生するおそれ がある場合（以下、「火山影響 等発生時」という）において、 非常用交流動力電源設備の機 能を維持するための対策等を 定めること、及びそれらの内 容を保安規定に記載すること 等が求められるようになった こと

丙 26	高浜発電所3, 4号炉及び大飯発電所3, 4号炉 火山影響等発生時の体制整備等に係る措置の規則改正に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について	写し	H30.10.4	参加人	参加人が、本件発電所について、火山影響等発生時において、非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策等を行ったこと等
丙 27	高浜発電所3, 4号炉及び大飯発電所3, 4号炉 火山影響等発生時の体制整備等に係る措置の規則改正に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）	写し	H30.11.13	参加人	
丙 28	関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更の認可について	写し	H30.12.17	原子力規制委員会	参加人が、本件発電所について、改正された実用炉規則に従い、火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策等を保安規定に記載し、保安規定変更認可申請を行ったこと、及び原子力規制委員会の審査を経て、新規制基準に適合していることが確認されたこと
丙 29	審査書【関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設保安規定の変更について】	写し	H30.12.17	原子力規制庁	

丙 30	令和元年度 第 36 回 原子力規制委員会 資料 3 (抜粋)	写し	R1. 10. 16	原子力規制庁	
丙 31	原子力発電所の火山 影響評価ガイド	写し	R1. 12. 18	原子力規制委 員会	火山ガイド (平成 29 年 11 月 改正) が, 同ガイドの各規定 の趣旨及び同ガイドに基づく 審査実務の考え方を正確に表 現し, かつ文章としてより分 かりやすいものとなるよう, 一部改正されたこと